

2019年度調査研究助成事業 実施要綱

1. 目的

本助成事業は、一般財団法人関西空港調査会（以下「調査会」という。）が公益目的事業として研究者の調査研究に適正な助成を行い、その成果を広報することを通じて、航空・空港に関する知識や情報の普及・啓発を図ることを目的とします。

2. 助成の対象となる調査研究分野

助成の対象となる調査研究分野は、空港と地域経済の活性化・国際化の促進に寄与するものであって、航空・空港経営、空港防災、航空物流、環境、観光、交通、市場分析及び施設維持管理に関する調査研究とします。特に関西3空港に関連する課題をテーマとした調査研究を歓迎します。

3. 申請者

調査研究助成金を申請しようとする者は、国内の大学、その他研究機関等に所属する研究者とし、特に若手研究者の独創的な調査研究を歓迎します。ただし、学生及び営利団体職員は申請における代表者（以下「申請代表者」という。）にはなることができません。

また、2018年度調査研究助成の採択者が継続申請する場合は、その理由や現在の進捗状況等を明記したうえで、改めて申請してください。

なお、申請代表者及び共同研究者が、反社会的団体と関係を有していると認められる場合、本助成事業には申請できません。

4. 助成金額

助成金額は、1件につき200万円を上限として、審査により助成額を決定します。今回の募集における助成対象事業数は、4件程度を予定しています。

5. 助成対象調査研究期間

助成の対象となる調査研究の期間（以下「助成期間」という。）は、2019年4月1日から2020年3月31日までとします。

6. 助成条件

調査研究助成にあたっての条件は、次に掲げるものとします。ただし、審査段階で新たな条件が追加される場合があります。

- (1) 助成期間終了後、別途通知する所定の期日までに調査研究の成果報告書及び助成金の使途明細書を報告すること。
- (2) 調査会が2020年の夏季に催すセミナーにおいて成果を発表すること。
- (3) 成果を論文等で発表する場合は、調査会の助成を受けた旨を付記すること。

7. 助成申請

調査研究助成は公募で実施します。

申請代表者は、調査会が定める「調査研究助成事業申請要領」（以下「申請要領」という。）の内容に十分留意の上、調査会のホームページより所定の様式をダウンロードして、所要事項を記載のうえ、電子媒体で提出するものとします。

なお、他の助成金を重複して申請している場合は、申請書にその旨を記載し、また、複

数の助成採択を受けた場合の調査会の優先順位を示すものとします。

8. 助成対象経費

助成対象となる経費は、申請要領に示すとおり調査研究に直接必要な費用に限ります。

9. 審査及び決定

受理した助成申請書の審査は、調査会が設置する選考委員会において行います。

助成の適否及び助成の金額は、選考委員会の報告をもとに、理事長が決定します。

10. 結果通知及び公表

- (1) 理事長は、すべての申請代表者に助成金交付の適否を、また、助成の対象となった申請代表者（以下「助成対象者」という。）に助成金額及び助成条件を、それぞれ通知します。
- (2) 調査会は、助成対象者の氏名、所属機関、調査研究テーマ及びその概要を公表します。

11. 助成金の交付及び精算

- (1) 助成対象者は、助成決定通知の受領後、承諾書を調査会に提出し、調査研究に着手しなければいけません。
- (2) 調査会は、2019年6月に、承諾書に記載された口座に助成金額を支払います。
- (3) 助成対象者は、助成期間終了後、助成金の使途明細書を作成するとともに、成果報告時に未使用の助成金が生じた場合には、調査会に返還しなければなりません。
- (4) 調査会は、申請者が正当な理由なく所定の期限までに成果報告書あるいは助成金の使途明細書を提出しなかった場合、又は助成金の使途明細書の内容について不相当と判断するものがある場合は、助成金の全額又は一部を助成対象者に返還するよう求めます。

12. 権利等の帰属

調査会は、本事業で行った調査研究の成果に対する知的財産権を放棄します。

ただし、調査会は、公益のために、助成対象者の了解を得て、その成果を公表することができるものとします。

13. 委任

この要綱に定めるもののほか、調査研究助成に関し必要な事項は、理事長が別に定めま

す。

附則

本実施要綱は、2018年11月7日から施行します。

※募集期間は2018年12月3日(月)から2019年1月31日(木)17時まで(必着)